

岩沼市公告第164号

認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る申請について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行った地縁による団体（二木町内会）から、同法第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告を求める旨の申請がありましたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、このことについて異議のある登記関係者等は、岩沼市長に対し異議を申し出ることができます。

令和7年11月19日

岩沼市長 佐藤 淳一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
二木町内会
- (2) 区域  
二木第二行政区の全域
- (3) 主たる事務所の所在地  
岩沼市二木一丁目16-16

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	2,382.03㎡	岩沼市二木二丁目9番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

指名又は名称	住所
菊田 康市 外28名	岩沼市二木一丁目

3 異議を述べることができる登記関係者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

#### 4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(1) 期間

令和7年11月20日（木）から令和8年2月20日（金）まで

(2) 方法

岩沼市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。郵送での提出も可とする。

(3) 提出先

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号 岩沼市総務部総務課総務係